

京都市告示第285号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年 8月16日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
河原町十条観月橋線	東山区福稲下高松町37番地の1地先から	旧	メートル 79.00	メートル 13.90 ~ 30.00
	伏見区深草相深町18番地の1地先まで	新	79.00	13.90 ~ 30.00
鳥羽道	東山区本町二十丁目439番地地先から	旧	230.40	10.00 ~ 45.00
	伏見区深草相深町16番地の9地先まで	新	230.40	10.00 ~ 56.00
墨染通	東山区福稲下高松町37番地の1地先内	旧	44.90	24.00 ~ 33.00
		新	19.00	38.00 ~ 45.00
十条稻荷疏水通	伏見区深草下高松町16番地の1地先から	旧	30.00	3.80 ~ 7.00
	同区深草相深町9番地の20地先まで	新	30.00	3.49 ~ 6.51
深草経136号線	伏見区深草相深町2番地の25地先から	旧	24.00	3.50 ~ 29.00
	同町8番地地先まで	新	24.00	2.84 ~ 29.00

(建設局土木管理部道路明示課)